

AYT使用料免除について

下記に該当する方について使用料の減免を行っております。

- ① 80歳以上（非課税）のみの世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 障害者手帳保持者のうち、障害の程度が1級から3級及びA1，A2の障害者がいる（非課税）のみの世帯

また、使用料免除手続きがお済みでない方は、印鑑と条件を満たしていると証明できる物をお持ちの上、AYT事務所までお越し下さい。

電話 **85-4260**